



欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について 欧州委員会規則607/2009の概要とその意義

著者	蛸原 健介
雑誌名	明治学院大学法学研究 = Meiji Gakuin law journal
巻	88
ページ	103-138
発行年	2010-01-31
その他のタイトル	La reforme des regles europeennes en matiere d'etiquetage de produits vitivinicoles A propos du Reglement no 607/2009 de la Commission
URL	http://hdl.handle.net/10723/1804

欧州共同体における ワインラベル表示規制の改革について

——欧州委員会規則 607/2009 の概要とその意義——

蛭原健介

I はじめに

2009年7月24日付けEU官報において、欧州共同体ワイン共通市場制度 (Organisation commune du marché vitivinicole)⁽¹⁾に関する2つの委員会規則が公表された。すなわち、ブドウ生産物のカテゴリー、醸造行為およびその規制に関して理事会規則479/2008の適用方法を定める2009年7月10日の欧州委員会規則606/2009 (Règlement n° 606/2009 de la Commission du 10 juillet 2009 fixant certaines modalités d'application du règlement n° 479/2008 du Conseil en ce qui concerne les catégories de produits de la vigne, les pratiques œnologiques et les restrictions qui s'y appliquent)、ならびに、ワイン部門の特定の生産物に関する保護原産地呼称、保護地理的表示、伝統的表現およびラベル表示等につき理事会規則479/2008の適用方法を定める2009年7月14日の欧州委員会規則607/2009 (Règlement n° 607/2009 de la Commission du 14 juillet 2009 fixant certaines modalités d'application du règlement n° 479/2008 du Conseil en ce qui concerne les appellations d'origine protégées et les indications géographiques protégées, les mentions traditionnelles, l'étiquetage et la présentation de certains produits du secteur vitivinicole)である。

われわれは、2008年4月に採択されたワイン共通市場制度に関する理事会

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

規則をはじめ、欧州共同体における一連のワイン改革の動向を検討してきた。改革の第1ステージは、2008年8月1日に施行された理事会規則479/2008（以下、2008年理事会規則という）⁽²⁾、そして、各種補助金、第三国とのワイン貿易および生産調整等に関する欧州委員会規則555/2008⁽³⁾という2つの規則によって開始された。このうち生産調整制度の改革については、別稿「欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革」⁽⁴⁾において詳細に検討したところである。今回の改革にともない各種補助金が削減または廃止されるほか、抜根奨励金の支給により3年間で17万5,000ヘクタールのブドウ畑削減が予定されている。栽培制限制度も欧州共同体レベルで2015年末、構成国レベルでも2018年末までに廃止され、将来的にはブドウ栽培が自由化されることとなっている。

改革の第2ステージは、主としてラベル表示や地理的表示の保護、さらに醸造行為にかかわる。その施行規則が2009年7月24日付けEU官報に公表され、8月1日に施行された2つの欧州委員会規則にはかならない。第2ステージの改革でとくに注目されたのは、日本の新聞等でも報道されたように、醸造方法に関する規制緩和の一環として提案されたロゼワインのブレンド製法解禁問題である⁽⁵⁾。フランスを代表するロゼワイン産地であるプロヴァンスの生産者から提案に対する激しい異論が出されたため、結局、欧州委員会は提案を撤回し、赤ワインと白ワインをブレンドしてロゼワインを造る醸造方法は引き続き欧州共同体では禁止されることとなった。

地理的表示保護制度およびラベル表示に関する改革の基本的方針は、2008年理事会規則において提示されていたことから、われわれは、別稿「理事会規則479/2008号におけるEU産ワインの表示に関する規制」⁽⁶⁾によってその概要を見た。もっとも、かかる研究では、主として、指定地域優良ワイン（VQPRD = vin de qualité produit dans une région déterminée）と日常消費用のテーブルワイン（vin de table）との区分に立脚するカテゴリー分類の廃止、および、地理的表

示付きワインのカテゴリーに属する保護原産地呼称（AOP=appellation d'origine protégée）と保護地理的表示（IGP = indication géographique protégée）の導入にと
もなう改革を取り上げるにとどまっていた⁽⁷⁾。そこで、本稿では、同規則の施行規則である2009年7月14日の欧州委員会規則607/2009（以下、2009年ラベル表示規則という）を手がかりにして、ワインラベルの義務的記載事項、任意的記載事項および伝統的表現に関する改革の概要を紹介し、その意義を明らかにすることとしたい。

II 2009年ラベル表示規則の構成

2009年ラベル表示規則の施行にともない、VQPRDに関する欧州委員会規則1607/2000⁽⁸⁾、および、ブドウ生産物のラベル表示等に関する欧州委員会規則753/2002⁽⁹⁾（以下、2002年ラベル表示規則という）は廃止された。2002年ラベル表示規則は、かならず表示しなければならない義務的記載事項（indications obligatoires）と任意的記載事項（indications facultatives）について定め、また、任意的記載事項に含まれるものとして、所定の要件を満たしたワインのみが表示することのできる伝統的表現（mentions traditionnelles）につき規定を置いていた。その内容については、すでに別稿で紹介したところである⁽¹⁰⁾。

2009年ラベル表示規則は、合計75か条からなっており、その第1条には目的が明記されている。それによれば、AOP・IGP、伝統的表現、ラベルの表示および外見に関して、2008年理事会規則の適用方法を定めることが本規則の目的とされている。「保護原産地呼称および保護地理的表示」と題する第2章（第2条～第28条）は、AOP・IGPの保護申請、審査手続、異議申立て手続、保護の効果、変更・廃止手続、製品の検査制度、AOPからIGPへの変更手続を規定する。次いで、第3章「伝統的表現」（第29条～第48条）は、伝統的表現の保護申請、審査手続、異議申立て手続、保護の効果、廃止手続のほか、従来の

2002年ラベル表示規則の下で保護されていた伝統的表現の取り扱いについて定める。第4章「ラベル表示 (étiquetage) および外見 (présentation)」(第49条～第70条)は、義務的記載事項、任意的記載事項のほか、特定の形状の瓶の使用条件、発泡性ワインの瓶詰め方法、生産国の国内法による追加的規制に関する規定を置く。そして、第5章(第71条～第75条)では、本規則の施行期日、2002年ラベル表示規則の廃止、そして経過措置について定められている。

本稿では、主に第3章「伝統的表現」および第4章「ラベル表示および外見」を見ていく。2008年理事会規則第57条によれば、「ラベル表示」とは、当該産品にかかわる書類やラベルなどに付された記載事項、字句、商標、画像または標章をいう。これに対して、「外見」とは、産品のパッケージングによって消費者に伝えられる情報であり、瓶のタイプや形状も含まれる。

2009年ラベル表示規則第49条は、ラベル表示の共通ルールとして、食品表示指令2000/13/EC第2条1aの諸条件に言及し、その遵守を求めている。この食品表示指令の規定は、食品の特徴、とくにその性質、識別、特性、構成、数量、耐久性、原産地、および製造・生産方法につき、購入者に誤解を与えるようなラベル表示を禁止している⁽¹¹⁾。

2009年ラベル表示規則の定める諸要件に適合しないラベル等を使用したワインは、EU域内では販売することができないし、域外へ輸出することもできない(第52条1項)。構成国の担当機関は、2008年理事会規則第62条により、そのような産品の流通を阻止するための措置を講ずることを義務付けられる。しかしながら、域外に輸出されるワインで、第三国の法令によりEUのラベル表示のルールと矛盾する表示が義務付けられている場合は、例外的に、かかる表示を認めることができる(2009年ラベル表示規則第52条2項)。

Ⅲ 義務的記載事項

2008年理事会規則には、以下の7項目が義務的記載事項として列挙されている（第59条）。

- ①ブドウ生産物の種類の記載
- ②AOP ワインまたは IGP ワインに義務付けられる「保護原産地呼称」または「保護地理的表示」の記載および当該 AOP または IGP の名称
- ③容量アルコール濃度
- ④原産国表示
- ⑤瓶詰め元表示、発泡性ワイン等の生産者・販売者の名称
- ⑥輸入ワインの輸入元表示
- ⑦発泡性ワイン等の糖分含有指標

また、2008年理事会規則第58条は、ワインなどの製品のラベル表示等につき、商標指令 89/104/EEC、食品の商品番号に関する指令 89/396/EEC、食品表示指令 2000/13/EC、包装容器指令 2007/45/EC といった別の派生法に基づく規制が及ぶとしている。指令 2000/13/EC 別表 III bis に列挙された物質が産品に含まれる場合には、その旨を表示しなければならず（2009年ラベル表示規則第51条）、とくに1リットルあたり10mg以上の二酸化硫黄が含まれている場合に当該表示が義務付けられる⁽¹²⁾。同指令は、第8条において、容量の表示も義務付けている（単位は、リットル、センチリットル、または、ミリリットル）⁽¹³⁾。さらに、指令 89/396/EEC に基づき製造ロットの表示が義務付けられるほか、ワインの容量については指令 2007/45/EC 所定の定格容量しか認められていない⁽¹⁴⁾。これらの事項に加えて、国内法レベルの規制として、フランスのように、妊婦に

対して注意を促す表示を義務付けている国もある。

以下では、それぞれの義務的記載事項について見ていきたい。

(1) ブドウ生産物の種類

ブドウ生産物の種類には、ワインのほか、発酵中のワイン (vin nouveau encore en fermentation)、ヴァン・ド・リクール (vin de liqueur)、ヴァン・ムスー (vin mousseux)、優良ヴァン・ムスー (vin mousseux de qualité)、芳香性優良ヴァン・ムスー (vin mousseux de qualité de type aromatique)、炭酸ガス添加ヴァン・ムスー (vin mousseux gazéifié)、ヴァン・ペティアン (vin pétillant)、炭酸ガス添加ヴァン・ペティアン (vin pétillant gazéifié)、ブドウ果汁 (moût de raisins)、部分発酵ブドウ果汁 (moût de raisins partiellement fermenté)、乾燥ブドウ由来の部分発酵ブドウ果汁 (moût de raisins partiellement fermenté issu de raisins passerillés)、濃縮ブドウ果汁 (moût de raisins concentré)、濃縮ブドウ調整果汁 (moût de raisins concentré rectifié)、乾燥ブドウ原料ワイン (vin de raisins passerillés)、過熟ブドウ原料ワイン (vin de raisins surmûris) およびワインビネガー (vinaigre de vin) がある。AOP や IGP の名称がラベルに表示されているワインについては、2008 年理事会規則第 59 条 2 項により、ワインやヴァン・ムスーなど生産物の種類の記載を省略することができる。また、2009 年ラベル表示規則第 60 条 2 項では、ドイツ語で発泡性ワインを意味する「ゼクト (Sekt)」をいう表示を含むラベルを付されたワインについても、生産物の種類を記載する必要はないとされている。

(2) 「保護原産地呼称」「保護地理的表示」の記載および当該 AOP・IGP の名称

AOP および IGP というのは、いずれも今回の改革によって導入された「地理的表示付きワイン」のカテゴリーである。AOP を名乗るための条件として、ワインの品質および特性が、本質的または排他的に、固有の自然的・人的要素および特別な地理的環境に由来することが必要である。原料については、当該

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

産地のブドウを100%使用し、かつ、ヴィティス・ヴィニフェラ種に属する品種を100%使用しなければならない。これに対して、IGPの条件は、AOPに比べて緩やかである。地理的由来に帰せられるべき品質、社会的評価、またはその他の特性をもっていることがその条件となる。原料については、当該産地のブドウを85%以上使用し、かつ、ヴィティス・ヴィニフェラ種に属する品種、または、ヴィティス・ヴィニフェラの交配品種を使用しなければならない。AOP・IGPのいずれについても、ワインの醸造が指定された地理的区域内で行われることも条件となる（2008年理事会規則第34条1項）。ただし、2009年ラベル表示規則第6条は、当該地理的区域内に隣接する地域、同一行政区域、隣接する行政区域における醸造を認めている。

実際、有名なシャンベルタンの地理的区域内にはブドウ畑しか存在せず、ワインの醸造はその区域外で行われている。もし、当該地理的区域内での醸造が義務付けられるとするならば、貴重なシャンベルタンのブドウ畑からブドウ樹を引き抜いて、各生産者が醸造所を建設しなければならない。また、ブルゴーニュなどのように原産地呼称が細分化されている地域では、多くの生産者が複数の原産地呼称ワインを単一の醸造所で生産している（たとえば、ジュヴレ・シャンベルタン村のグラン・クリュだけでも、シャンベルタン、シャンベルタン・クロ・ド・バーズ、シャベル・シャンベルタン、シャルム・シャンベルタン、マゾワイエール・シャンベルタンなど9つの原産地呼称が登録されている）。各原産地呼称ごとに当該地理的区域内に各生産者が醸造所を設置することになれば、ブドウ畑の面積は大幅に減少するであろうし、また、生産者はそのために大きな負担を強いられ、コストが上昇することは避けられない。したがって、このような場合には、例外的に、当該地理的領域以外での醸造も認められるのである。

AOP・IGPの登録にあたり、さまざまな生産条件や生産地域を記載した生産基準書(cahier des charges)を提出しなければならない（2008年理事会規則第35条）。従来、フランスでは、原産地呼称ワインの生産基準はデクレによって定められ

ていたが、今後は、生産基準書に置き換えられることになるであろう。AOP・IGPの登録手続等については、別稿で検討したとおりである⁽¹⁵⁾。

AOPワイン・IGPワインには、「保護原産地呼称」または「保護地理的表示」の記載および当該AOP・IGPの名称の表示が義務付けられる。しかし、2008年理事会規則第59条3項によれば、AOPやIGPに相当する伝統的表現の表示がラベルに記載されている場合には、これを省略することができる。たとえば、フランスの《Appellation d'origine contrôlée》や《Vin de pays》、イタリアの《Denominazione di origine controllata》や《Indicazione geografica tipica》、スペインの《Denominación de origen》といった事項がラベルに書かれているときは、《Appellation d'origine protégée》や《Indication géographique protégée》と記載する必要はない。AOPやIGPに相当する各国の伝統的表現のリストは、2009年ラベル表示規則別表XIIのPartie Aに記載されている（図表1）

また、2009年ラベル表示規則第59条では、以下の原産地呼称については、例外的に《Appellation contrôlée》などの記載も不要とされている。

キプロスの《Κομμανδαρία》（コマンガリア）

ギリシアの《Σάμος》（サモス）

スペインの《Cava》、《Jerez》または《Xérès》または《Sherry》、《Manzanilla》

フランスの《Champagne》

イタリアの《Asti》、《Marsala》、《Franciacorta》

ポルトガルの《Madeira》または《Madère》、《Port》または《Porto》

実際、フランスのシャンパンのラベルには、大きく《Champagne》の文字が書いてあるだけで、《Appellation Champagne Contrôlée》とは書かれていない。しかし、フランスのシャンパンは当然ながら原産地呼称ワインであるし、カバやアスティ、ポートワインも同様である。

図表 1 保護原産地呼称・保護地理的表示に相当する各構成国の伝統的表現
ラベル表示規則 607/2009 別表 XII (Partie A)

ベルギー	AOP	Appellation d'origine contrôlée Gecontroleerde oorsprongsbenaming
	IGP	Landwijn Vin de pays
ブルガリア	AOP	Гарантирано наименование за произход (ГНП) Гарантирано и контролирано наименование за произход (ГКНП) Благородно сладко вино (БСВ)
	IGP	Регионално вино
チェコ	AOP	Jakostní šumivé víno stanovené oblasti Jakostní víno Jakostní víno odrůdové Jakostní víno známkové Jakostní víno s přívlastkem Pozdní sběr Vino s přívlastkem Jakostní likérové víno Vino originální certifikace (VOC)
	IGP	Zemské víno
デンマーク	IGP	Regional vin
ドイツ	AOP	Prädikatswein, Qualitätswein mit Prädikat Qualitätswein, Qualitätswein b.A., Qualitätswein bestimmter Anbaugebiete, Qualitätslikörwein bestimmter Anbaugebiete, Qualitätsperlwein, Qualitätsperlwein b.A., Qualitätsperlwein bestimmter Anbaugebiete Sekt b.A., Sekt bestimmter Anbaugebiete Winzersekt
	IGP	Landwein
ギリシア	AOP	Ονομασία Προέλευσης Ανωτέρας Ποιότητας (ΟΠΑΠ) Ονομασία Προέλευσης Ελεγχόμενη (ΟΠΕ) Οίνος γλυκός φυσικός Οίνος φυσικός γλυκός
	IGP	ονομασία κατά παράδοση τοπικός οίνος
スペイン	AOP	Denominación de origen (DO) Denominación de origen calificada (DOCa) Vino de calidad con indicación geográfica Vino de pago Vino de pago calificado Vino dulce natural Vino Generoso Vino Generoso de licor
	IGP	Vino de la tierra
フランス	AOP	Appellation d'origine contrôlée Appellation contrôlée Appellation d'origine vin délimité de qualité supérieure Vin doux naturel
	IGP	Vin de pays

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

イタリア	AOP	Denominazione di origine controllata (D.O.C.) Kontrollierte Ursprungsbezeichnung Denominazione di origine controllata e garantita (D.O.C.G.) Kontrollierte und garantierte Ursprungsbezeichnung Vino dolce naturale
	IGP	Indicazione geografica tipica (IGT) Landwein Vin de pays
キプロス	AOP	Οίνος Ελεγχόμενης Ονομασίας Προέλευσης (ΟΕΟΠ)
	IGP	Τοπικός Οίνος
ルクセンブルク	AOP	Crémant de Luxembourg Marque nationale appellation d'origine contrôlée Marque nationale appellation contrôlée
ハンガリー	AOP	Minőségi bor Védett eredetű bor
	IGP	Tájbor
マルタ	AOP	Denominazzjoni ta' Origini Kontrollata (D.O.K.)
	IGP	Indikazzjoni Geografika Tipika (I.G.T.)
オランダ	IGP	Landwijn
オーストリア	AOP	Districtus Austriae Controllatus (DAC) Prädikatswein, Qualitätswein besonderer Reife und Leseart Qualitätswein ou Qualitätswein mit staatlicher Prüfnummer
	IGP	Landwein
ポルトガル	AOP	Denominação de origem (D.O.) Denominação de origem controlada (D.O.C.) Indicação de proveniência regulamentada (I.P.R.) Vinho doce natural Vinho generoso
	IGP	Vinho regional
ルーマニア	AOP	Vin cu denumire de origine controlată Vin spumant cu denumire de origine controlată
	IGP	Vin cu indicație geografică
スロヴェニア	AOP	Kakovostno vino z zaščitenim geografskim poreklom Kakovostno peneče vino z zaščitenim geografskim poreklom Penina Vino s priznanim tradicionalnim poimenovanjem Renome Vrhunsko vino z zaščitenim geografskim poreklom Vrhunsko peneče vino z zaščitenim geografskim poreklom
	IGP	Deželno vino s priznano geografsko oznako
スロヴァキア	AOP	Akostné víno Akostné víno s prívlastkom Esencia Forditáš Máslás Pestovateľský sekt Samrodné Sekt vinohradníckej oblasti Výber putňový Výberová esencia
	IGP	
イギリス	AOP	Quality (sparkling) wine
	IGP	Regional (sparkling) wine

(3) アルコール度

2009年ラベル表示規則第54条によれば、アルコール濃度は、1%単位または0.5%単位で記載することとし、その濃度を示す数字の前には「alc」などの文字が、数字の後には「% vol」という文字が記されることになる。分析によって得られた実際のアルコール濃度とラベルに表示される数字との差は、原則としてプラス・マイナス0.5%を超えてはならない。ただし、瓶詰めされて3年以上貯蔵されたAOPワインやIGPワイン、発泡性ワイン、弱発泡性ワイン、ヴァン・ド・リクールは、例外的に0.8%までの差が許容される。その文字の大きさ(高さ)は、1,000mlを超える容量の容器の場合には5mm以上、200ml超～1,000mlまでの容器の場合は3mm以上、200ml以下の容器は2mm以上と定められている。

(4) 原産国

ラベルには、ブドウ収穫およびワイン醸造が行われた原産国の記載(indication de la provenance)が必要である。2009年ラベル表示規則第55条によれば、EU構成国である複数の国で生産されたワインをブレンドした場合には、《vin de la Communauté européenne》や《mélange de vins de différents pays de la Communauté européenne》と記載し、域外の第三国のワイン同士をブレンドした場合には、《mélange de vins de différents pays hors de la Communauté européenne》などと記載する。また、あるEU構成国(Y)で収穫されたブドウを原料として別の構成国(X)で醸造が行われた場合には、《vin de la Communauté européenne》または、《vin obtenu en/au/aux/à X à partir de raisins récoltés en/au/aux/à Y》という表示になる。なお、イギリスについては、連合王国を構成するそれぞれの国の名称を用いることができる。すなわち、《Wine of United Kingdom》と表示するかわりに、《Wine of England》、《Wine of Wales》、《Product of England》、

《Produced in England》, 《English Wine》といった表記も可能である。

(5) 瓶詰め元・生産者等の表示

「瓶詰め元 (embouteilleur)」とは、「瓶詰め (embouteillage)」, すなわち、販売目的でワインなどの産品を 60 リットル以下の容器に注入する法人、自然人またはその集団を意味する。また、発泡性ワイン等の「生産者 (producteur)」とは、ブドウやブドウ果汁などを発酵させて発泡性ワイン等を生産している事業者であり、「販売者 (vendeur)」は、生産者とは異なり、発泡性ワイン等を購入して販売する事業者である (2009 年ラベル表示規則第 56 条 1 項)。

瓶詰め元、生産者、販売者または輸入元の名称または所在地に AOP や IGP が含まれている場合には、郵便番号によって表記するか、当該 AOP・IGP の文字の半分以下の大きさで表記しなければならない (同規則第 56 条 6 項)。したがって、ジュヴレ・シャンベルタン村の生産者が AOC プルゴーニュのワインを生産する場合、当該ワインのラベルに表示する生産者の所在地「ジュヴレ・シャンベルタン」の文字の大きさは、原産地呼称「プルゴーニュ」の半分以下でなければならない。

また、醸造所に関する表示のなかには、《Château》などのように、特定の AOP・IGP ワインにのみ使用が認められるものがある (図表 2)。かかる表示は、AOP・IGP のカテゴリーに属するワインであって、自社畑のブドウを 100% 使用していることなど生産方法に関する一定の要件を満たしたものに使用が限定されている (同規則第 57 条)。

(6) 輸入元表示

ここでいう輸入元とは、2009 年ラベル表示規則第 56 条 1 項によれば、EU 域外から輸入されたワインを EU 域内自由取引可能貨物とする諸手続を行った EU 域内の法人、自然人またはその集団を意味する。

図表 2 使用が制限される醸造所等の名称
ラベル表示規則 607/2009 別表 XIII(第 57 条関係)

オーストリア	Burg, Domäne, Eigenbau, Familie, Gutswein, Güterverwaltung, Hof, Hofgut, Kloster, Landgut, Schloss, Stadtgut, Stift, Weinbau, Weingut, Weingärtner, Winzer, Winzermeister
チェコ	Sklep, vinařský dům, vinařství
ドイツ	Burg, Domäne, Kloster, Schloss, Stift, Weinbau, Weingärtner, Weingut, Winzer
フランス	Abbaye, Bastide, Campagne, Chapelle, Château, Clos, Commanderie, Cru, Domaine, Mas, Manoir, Mont, Monastère, Monopole, Moulin, Prieuré, Tour
ギリシア	Αγρέπαιλη, Αμπελλι, Αμπελώνας (-ες), Αρχοντικό, Κάστρο, Κτήμα, Μετόχι, Μοναστήρι, Ορεινό Κτήμα, Πύργος
イタリア	abbazia, abtei, ansitz, burg, castello, kloster, rocca, schlofl, stift, torre, villa
キプロス	Αμπελώνας (-ες), Κτήμα, Μοναστήρι, Μονή
ポルトガル	Casa, Herdade, Paço, Palácio, Quinta, Solar
スロヴァキア	Kaštieľ, Kúria, Pivnica, Vinárstvo, Usadlost'
スロヴェニア	Klet, Kmetija, Posestvo, Vinska klet

(7) 発泡性ワイン等の糖分含有指標

発泡性ワイン等（ヴァン・ムスー、ガス添加ヴァン・ムスー、優良ヴァン・ムスーおよび芳香性優良ヴァン・ムスー）の製造過程では、甘味調整のためにドザージュが行われることが多い。したがって、発泡性ワインなどについては、2009年ラベル表示規則別表 XIV に基づき、糖分添加の有無や糖分含有量に応じて図表 3 のような指標を表示することになる。

糖分含有量に関して 2 つの指標が可能である場合、そのうちのひとつを選択しなければならない。また、実際の糖分含有量とラベルに記載される指標との差は、3 g/l 以下でなければならない（同規則第 58 条 3 項）。

なお、ガス添加発泡性ワイン・ガス添加弱発泡性ワインについては、二酸化

図表 3 発泡性ワイン等の糖分含有指標
ラベル表示規則 607/2009 別表 XIV (第 58 条関係)

糖分含有量 3 g/l 以下 (二次発酵後の糖分添加なし)	brut nature, naturherb, bruto natural, pas dosé, dosage zéro, natūralusis briutas, iists bruts, přírodně tvrdé, popolnoma suho, dosaggio zero, брут натюр, brut natur
0 ~ 6 g/l	extra brut, extra herb, ekstra briutas, ekstra brut, ekstra bruts, zvláště tvrdé, extra bruto, izredno suho, ekstra wytrawne, екстра брут
12g/l 以下	brut, herb, briutas, bruts, tvrdé, bruto, zelo suho, bardzo wytrawne, брут
12~17g/l	extra dry, extra trocken, extra seco, labai sausas, ekstra kuiv, ekstra sausais, különlegesen száraz, wytrawne, suho, zvláště suché, extra suché, екстра цыхо, extra sec, ekstra tørt
17~32g/l	sec, trocken, secco, asciutto, dry, tørt, ξηρός, seco, torr, kuiva, sausas, kuiv, sausais, száraz, półwytrawne, polsuho, suché, cyxo
32~50g/l	demi-sec, halbtrocken, abboccato, medium dry, halvtørt, ημίξηρος, semi seco, meio seco, halvtorr, puolikuiva, pusiau sausas, poolkuiv, pussausais, félszáraz, półslodkie, polsladko, polosuché, polosladké, полусыхо
50g/l 以上	doux, mild, dolce, sweet, sød, γλυκός, dulce, doce, söt, makea, saldus, magus, édes, helu, słodkie, sładko, sladké, сладко, dulce, saldaís

炭素または炭酸ガスの添加によって製造された旨の表示⁽¹⁶⁾が義務付けられる (同規則第 60 条 1 項)。

ところで、2008 年理事会規則第 61 条によれば、同規則第 59 条の義務的記載事項および第 60 条の任意的記載事項は、欧州共同体のひとつ以上の公用語⁽¹⁷⁾によって表記されなければならない。保護原産地呼称、保護地理的表示および伝統的表現については、指定された言語が対象となる。この場合には、公用語ではない言語による表記も認められる (たとえば、オーストリアの《Districtus Austriae Controllatus》はラテン語表記)。

また、2008 年理事会規則所定の義務的記載事項は、製造ロットと輸入元表示を除いて、ボトルを回転させずに一度で読み取ることのできる同一面に表示することが義務付けられている (2009 年ラベル表示規則第 50 条 1 項)。そして、その文字や記号は、明瞭かつ識別可能で、消去不可能なものでなければなら

い（同規則第 50 条 2 項）。

IV 任意的記載事項

2008 年理事会規則第 60 条では、以下の 7 項目が任意的記載事項として明記されている。伝統的表現については、これとは別に規定が置かれている（同規則第 54～56 条）。

- ①収穫年（année de récolte）
- ②醸造用ブドウの品種名
- ③非発泡性ワインの糖分含有指標
- ④AOP・IGP ワインに認められる伝統的表現
- ⑤AOP または IGP のマーク
- ⑥一定の生産方法に関する記載事項
- ⑦AOP・IGP ワインに認められる、当該原産地呼称または地理的表示の基礎となる区域よりも限定された、もしくはより広範な別の地理的単位の名称

以下では、後で取り上げる④を除いて、それぞれの任意的記載事項について見ていくが、注目すべきは、地理的表示のないワイン（従来の EU ワイン法にいう狭義のテーブルワイン）であっても、①および②の表示が認められている点である。

（1）収穫年（醸造年度）

2009 年ラベル表示規則第 61 条 1 項によれば、収穫年（醸造年度）の表示にあたり、当該収穫年のブドウを 85% 以上使用しなければならないというのが EU レベルの基準である。ただし、甘味調整のために添加されたりキュール等

は、この数字に含まない。また、伝統的なワイン生産のため、1月または2月に収穫を行う場合には、収穫前年の年号を記載する（同規則第61条2項）。「地理的表示なしワイン」にも、一定の条件の下で、収穫年の記載が認められる（同規則第61条3項）。

（2）ブドウ品種名

EU産ワインにつき、2008年理事会規則第24条1項は、年間生産量が5万ヘクタリットル超である構成国に対して、ワイン醸造目的で栽培されるブドウ品種の指定を義務付けるとともに、栽培可能な品種を制限している。指定できる品種は、ヴィティス・ヴィニフェラに属する品種、または、ヴィティス・ヴィニフェラとその他のヴィティスとの交配品種のみである（ただし、品質が劣るとされている Noah, Othello, Isabelle, Jacquez, Clinton, Herbemont を除く）⁽¹⁸⁾。ラベルに表示できるのは、このようにして指定された品種に限定される。年間生産量が5万ヘクタリットル以下の小規模生産国である構成国では、OIV（国際ブドウ・ワイン機構）が作成した「国際ブドウ品種リスト」に掲載された品種のみが栽培可能とされており、ラベルに表示できる品種も同様である（2009年ラベル表示規則第62条1項a）。

EU域外のワインにおけるブドウ品種名の表示条件は、2009年ラベル表示規則第62条1項bの定めるとおり、第三国の国内法（その国の代表的な生産者団体が作ったルールでも可）にしたがったものでなければならない。そして、表示できる品種は、OIV、UPOV（植物新品種保護国際同盟）、またはIBPGR（国際植物遺伝資源理事会）といった国際機関のリストに掲載された品種に限定される。したがって、日本からEUに輸出した甲州種のワインについて、EU域内でラベル上に品種名「甲州（Koshu）」を表示するためには、OIVなどのリストにおいて、これが登載される必要がある。

品種名の表示に関するEUレベルの基準として、単一品種の場合、当該品種

のブドウを85%以上使用しなければならない。また、2品種以上を表示するときは、その合計が100%でなければならない。ただし、いずれの場合も、甘味調整目的で添加されたりキュール等は、これらの数字に含まない。表示される品種名が複数であるときは、使用された割合の大きい順に記載し、文字の大きさは同一とする（同規則第62条1項c）。

上記の諸要件を満たした「地理的表示なしワイン」についても、一定の条件の下で、品種名を表示することが可能である（同規則第62条1項d）。

2008年理事会規則第42条3項によれば、醸造用ブドウ品種の名称のなかにAOP・IGPが含まれているときは、原則として、その品種名をラベルに記載することができない。しかし、2009年ラベル表示規則においては、その例外として、EU産のAOPワイン・IGPワイン、EU域外の「地理的表示付きワイン」につき、一定の原産地呼称に関係する品種名を記載することが認められている（第62条3項および4項）。たとえば、ピノ・ノワールのシノニムである品種名「シュペートブルグンダー（Spätburgunder）」には、フランスの原産地呼称である「ブルゴーニュ」（独名はBurgund）が含まれているが、ドイツやルーマニアなどのAOPワイン・IGPワイン、域外のカナダやチリの「地理的表示付きワイン」のラベルには、例外的にこの品種名を表示することができる。ピノ・ブランのシノニムである「ヴァイスブルグンダー（Weißburgunder）」も同様である（同規則別表XV）。

（3）糖分含有指標

発泡性ワイン以外のワインについては、糖分含有指標の記載は任意である。2009年ラベル表示規則別表XIVにしたがい、その糖分含有量に応じて、《sec》、《demi-sec》、《moelleux》、《doux》といった表示をすることができる。

(4) 伝統的表現

ワインの色、品質、醸造方法などに関する伝統的表現は、一定の要件を満たした AOP ワイン・IGP ワインのみが使用することができる。これについては、後で述べる。

(5) AOP・IGP のマーク

2009 年ラベル表示規則第 65 条は、任意的記載事項として、欧州委員会規則 1898/2006 別表 V(図表 4) にしたがって、欧州共同体の AOP・IGP のロゴをラベルに記載することができるとしている。チーズなどの産品では、すでに AOP のマークを表示したものが日本でも販売されている。このようなマークの表示は、EU 産の AOP ワインや IGP ワインでも認められるようになる。なお、マーク内に記されている文言《Appellation d'origine protégée》または《Indication géographique protégée》の言語は、同規則 V に列挙された別の言語に置き換えることも可能である(図表 5)。

図表 4 AOP・IGP のマーク (欧州委員会規則 1898/2006 別表 V)



欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

図表5 AOP・IGPのEU公用語訳（欧州委員会規則1898/2006別表V）

	保護原産地呼称 (AOP)	保護地理的表示 (IGP)
スペイン語 (ES)	denominación de origen protegida (DOP)	indicación geográfica protegida (IGP)
チェコ語 (CS)	chráněné označení původu (CHOP)	chráněné zeměpisné označení (CHZO)
デンマーク語(DA)	beskyttet oprindelsesbetegnelse (BOB)	beskyttet geografisk betegnelse (BGB)
ドイツ語 (DE)	geschützte Ursprungsbezeichnung (g.U.)	geschützte geografische Angabe (g.g.A.)
エストニア語(ET)	kaitstud päritolunimetus (KPN)	kaitstud geograafiline tähis (KGT)
ギリシア語 (EL)	προστατευόμενη ονομασία προέλευσης (ΠΟΠ)	προστατευόμενη γεωγραφική ένδειξη (ΠΓΕ)
英語 (EN)	protected designation of origin (PDO)	protected geographical indication (PGI)
フランス語 (FR)	appellation d'origine protégée (AOP)	indication géographique protégée (IGP)
イタリア語 (IT)	denominazione d'origine protetta (DOP)	indicazione geografica protetta (IGP)
ラトビア語 (LV)	aizsargāts cilmes vietas nosaukums (ACVN)	aizsargāta ģeogrāfiskās izcelsmes norāde (AgIN)
リトアニア語(LT)	saugoma kilmės vietos nuoroda (SKVN)	saugoma geografinė nuoroda (SGN)
ハンガリー語(HU)	oltalom alatt álló eredetmegjelölés (OEM)	oltalom alatt álló földrajzi jelzés (OFJ)
マルタ語 (MT)	denominazzjoni protetta ta' oriġini (DPO)	indikazzjoni ġeografika protetta (IGP)
オランダ語 (NL)	beschermde oorsprongsbenaming (BOB)	beschermde geografische aanduiding (BGA)
ポーランド語(PL)	chroniona nazwa pochodzenia (CHNP)	chronione oznaczenie geograficzne (CHOG)
ポルトガル語(PT)	denominação de origem protegida (DOP)	indicação geográfica protegida (IGP)
スロヴァキア語(SK)	chráněné označenie pôvodu (CHOP)	chráněné zeměpisné označenie (CHZO)
スロヴェニア語(SL)	zaščitena označba porekla (ZOP)	zaščitena geografska označba (ZGO)
フィンランド語(FI)	suojattu alkuperäinimitys (SAN)	suojattu maantieteellinen merkintä (SMM)
スウェーデン語(SV)	skyddad ursprungsbeteckning (SUB)	skyddad geografisk beteckning (SGB)

(6) 醸造方法に関する表示

醸造方法に関する表示として、EU産のAOPワイン・IGPワイン、EU域外の「地理的表示付きワイン」のなかで、木樽で発酵、貯蔵または熟成されたものは、《fermenté en fût de …》、《élevé en fût de …》、《vieilli en fût de …》といった表示を使用することができる（2009年ラベル表示規則別表XVI）。ただし、国内法で定められた条件にしたがうことが必要であり、木樽を使用していても「オー

クチップ・エイジング」を行った場合には、このような表示は認められない（同規則第 66 条 2 項）。

また、伝統的製法に基づいて造られた発泡性ワインを指し示す《fermenté en bouteille selon la méthode traditionnelle》、《méthode traditionnelle》、《méthode classique》、《méthode traditionnelle classique》といった表示は、2009 年ラベル表示規則第 66 条 4 項所定の要件を満たした AOP カテゴリーの発泡性ワインまたは EU 域外の「地理的表示付きワイン」にのみ認められる。当該表示を使用する要件として定められているのは、瓶内二次発酵およびデゴルジュマンを行うこと、最低 9 か月以上は澱とともに熟成させることである。

発泡性ワインの「クレマン (Crémant)」という表示も、同規則第 66 条 5 項所定の要件を満たした AOP カテゴリーの発泡性ワインまたは EU 域外の「地理的表示付きワイン」にのみ認められる。伝統的製法を表示するための諸条件に加えて、ブドウの収穫は手摘みで行うこと、150kg のブドウ果実からの果汁収穫量は 100 リットル以下であること、糖分含有量は 50g/l 以下であること、二酸化硫黄含有量は 150mg/l 以下といった要件などが課される。

(7) より限定された、またはより広範な別の地理的単位の名称

AOP ワイン・IGP ワイン、EU 域外の「地理的表示付きワイン」には、2009 年ラベル表示規則第 67 条に基づき、当該原産地呼称または地理的表示の基礎となる区域よりも限定された、もしくはより広範な別の地理的単位の名称を記載することが認められる。ただし、より限定された地理的単位の名称を記載する場合には、その地域で収穫されたブドウの使用割合は 85% 以上でなければならない（同規則第 67 条 2 項）。

以上が任意的記載事項として 2008 年理事会規則に列挙された項目である。収穫年および品種名の表示が「地理的表示なしワイン」にも認められるに至っ

たのは、EU産ワインの競争力向上をねらったものといえる。これまで、地理的表示のないEU産テーブルワインについては収穫年や品種名の表示が認められておらず、「ニューワールド」産ワインと比べて不利であったため、実際、欧州委員会の報告書等においても、その記載を認めることが提案されていた⁽¹⁹⁾。

「地理的表示なしワイン」における収穫年および品種名の記載に関し、構成国は、2008年理事会規則第60条2項に基づき、法律、命令または行政的措置により、その表示を許可する手続や統制方法を定めなければならない。ワインの真正の原産地について消費者に誤解を与える場合や当該国における栽培面積がきわめて少ない品種については、その表示を禁止することもできる。また、複数の構成国で生産されたワインをブレンドしたものについては、原則として品種名を表示することはできないとされている。

ところで、2009年ラベル表示規則第70条によれば、一定の記載事項については、産地レベルでより厳格な要件を課すことが可能である。すなわち、AOP・IGPカテゴリーのワインにつき、当該ワインの生産基準書においてより厳格な要件を定めることによって、収穫年、ブドウ品種、糖分含有指標、醸造方法などの表示を義務付けたり、禁止または制限することができる。

なお、義務的記載事項・任意的記載事項として掲げられている項目ではないが、製品の外見に関する規制として、同規則第68条は、特定の瓶の形状につき、その使用条件を規定している。保護の対象となっている瓶の種類は、《Flûte d'Alsace》、《Bocksbeutel(Cantil)》、《Clavelin》、《Tokaj》である（同規則別表XVII）。

① Flûte d'Alsace

フランスワインのうち、《Alsace》、《vin d'Alsace》、《Alsace Grand Cru》、《Crépy》、《Château-Grillet》、《Côtes de Provence》（赤・ロゼ）、《Cassis》、《Jurançon》、《Jurançon sec》、《Béarn》、《Béarn-Bellocq》、《Tavel》（ロゼ）以

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

外のワインをこの形の瓶に詰めることは禁止される。ただし、他の構成国のワインにはこの規制は適用されない。

② Bocksbeutel または Cantil

ドイツの《Franken》および一部の《Baden》の AOP ワイン、イタリアの《Alto Adige》および《Trentino》などの AOP ワイン、ギリシアの《Agioritiko》などのワイン、ポルトガルにおいて伝統的に《Cantil》タイプの瓶を正当に使用してきた AOP・IGP ワインのみが使用を認められる。

③ Clavelin

フランスワインのうち、《Côte du Jura》, 《Arbois》, 《L'Étoile》, 《Château Chalon》のみが使用することができる。

④ Tokaj

ハンガリーおよびスロヴァキアのワインのうち、《Tokaji》, または、《Tokaj (-ské/-ská/-ský)》のみが使用することができる。

このように特定の瓶の形状が保護を受けるためには、そのような瓶が 25 年以上にわたって、排他的かつ伝統的に、特定の AOP・IGP に属するワインについて実際に使用されてきたことが必要である。また、その瓶の形状が、消費者において特定の AOP・IGP ワインを想起させるようなものでなければならぬとされている（同規則第 68 条）。

V 伝統的表現

2008 年理事会規則第 54 条 1 項の定義するところによれば、伝統的表現は、大きく 2 種類に分けられる。第一に、ある構成国で伝統的に使用されてきた表現であって、AOP・IGP ワインのカテゴリーを意味するものがある。フランスの《Appellation d'origine contrôlée》がその代表例であるが、図表 1（保護原産

地呼称・保護地理的表示に相当する各構成国の伝統的表現) で見たように、構成国ごとにさまざまな表現がある。

第二に、AOP・IGP ワインに関係する歴史的事項、場所の特徴、色、品質、醸造方法を指し示すことを目的とする伝統的表現がある。たとえば、2009年ラベル表示規則別表 XII には、フランスの《Château》、《Clairet》、《Claret》、《Clos》、《Cru Artisan》、《Cru Bourgeois》、《Cru Classé》、《Grand Cru》、《Hors d'âge》、《Passe-tout-grains》、《Premier Cru》、《Primeur》、《Rancio》、《Sélection de grains nobles》、《Sur Lie》、《Vendanges tardives》、《Villages》、《Vin de paille》、《Vin jaune》などが掲げられている。このような表現の使用を認められるのは、定められた要件（ワインのカテゴリー、生産地、醸造方法など）を満たしたワインのみであって、伝統的表現はあらゆる不正使用に対して保護される（2008年理事会規則第55条1項）。たとえば、《Château》および《Clos》という伝統的表現は、AOP に属するフランスのワインのみが表示することを許される。《Vendanges tardives》という伝統的表現の表示は、フランスではアルザスやジュランソンの原産地呼称ワインにしか認められていない。スペインの《Gran reserva》については、AOP に属するスペインワインであって、容量330リットル以下のオーク樽を使用し、赤の場合は、最低60か月の熟成、うち、最低18か月の樽熟成を経ていること、白・ロゼの場合は、最低48か月の熟成、うち、最低6か月の樽熟成を経ていることが条件となる。

1 伝統的表現の保護申請・審査手続

伝統的表現の保護申請を行いうるのは、構成国または第三国の担当機関、または、第三国の代表的な同業者団体である（2009年ラベル表示規則第29条）。かかる団体は、自らが生産するワインに対する保護のみを申請することができる。申請者は、欧州委員会に対して、所定の申請書類（同規則別表 VII の様式）とともに、申請する伝統的表現の使用ルールのコピーを提出しなければならない。

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

欧州委員会は、当該申請書類を確認し、書類不備があった場合は、2か月以内に改善すべきことを申請者に通告する。期限内に改善されなかった場合、欧州委員会は、当該申請につき不受理の決定を下す。

保護申請が認められるための要件としては、2009年ラベル表示規則第35条にあるとおり、特定の種類のワインを識別するために、EUまたは第三国の領土の大部分において、流過程で伝統的に使用されてきた表現でなければならない。または、少なくとも、特定の種類のワインを識別するために、EUまたは第三国の領土において、流過程で伝統的に使用されている著名な表現でなければならない。当該ワインの生産国の公用語・地域語については5年以上（それ以外の言語であって、流過程で用いられる言語については15年以上）というのが、「伝統的」な使用の条件である。そして、その表現は、普通名称とはなりえないものであって、構成国の国内法によって定義され、規律されているか、あるいは、第三国の国内法によって使用条件が定められていることが必要である。

伝統的表現の保護申請が2008年理事会規則第54条1項の定義に合致せず、2009年ラベル表示規則の定める諸要件を満たしていない場合、欧州委員会は、申請の拒絶理由を申請者に通告する。申請者は、2か月以内に申請を修正または取り下げるか、意見書(observations)を提出する(2009年ラベル表示規則第36条)。

2 異議申立て手続

伝統的表現の保護申請が提出されると、その提出日が公表される。この提出日から2か月間が異議申立ての期間となっている。EU構成国および第三国、ならびに正当な利益を有する自然人または法人は、欧州委員会に対して保護申請の認可について異議申立てをすることができる。その際、異議申立人は、所定の書類(2009年ラベル表示規則別表VIIIの様式)を提出しなければならない(同規則第37条)。

欧州委員会は、異議申立ての申請につき、期限内に提出されているかどうか、

そして、先使用权および異議申立ての理由が記載されているかどうかを確認する。著名で公知の商標がすでに存在することを理由に異議申立てがなされるときは、それが著名で公知であるという証拠、先行商標の寄託、登録、使用の証拠（たとえば商標登録証）も提出されなければならない。

異議申立ての申請は、正当な理由がなければならず、適切な証拠書類とともに、異議申立てのための意見書、証拠および事実に関する詳細な情報が提供されなければならない。先行商標の使用を証明するための証拠および情報には、当該商標の使用の性質、重要性、期間および場所に関する情報、そしてその商標が著名で公知であることを示す情報が含まれる必要がある。欧州委員会は、上記の必要書類に不備があった場合には、2か月以内に改善すべきことを異議申立人に通告する。期限内に改善されなかった場合、欧州委員会は、当該異議申立てにつき不受理の決定を下す（同規則第38条）。

異議申立てが受理された場合、構成国または第三国の担当機関、もしくは、第三国の代表的な同業者団体に対してその旨通告される。

欧州委員会は、異議申立てを受理したのち、関係する構成国または第三国の担当機関、もしくは、第三国の代表的な同業者団体に当該異議申立てを通知し、その日から2か月以内に意見書を提出するよう命じる。そして、その意見書は、異議申立人に通知される。意見書が期限内に提出されなかった場合は、欧州委員会が異議申立ての申請について決定を下す。

欧州委員会は、提出された書類や意見書などに基づき、2009年ラベル表示規則所定の諸要件が満たされているかどうかについて審査し、伝統的表現の保護申請を棄却または認可する。最初の異議申立て申請の後で、多数の異議申立てが相次いでなされる場合、欧州委員会は、もはや新たな異議申立て申請を受理しないこともありうる（同規則第39条）。

3 保護の効果

伝統的表現の保護申請が2008年理事会規則および2009年ラベル表示規則所定の諸要件を満たし、かつ、当該申請に対する異議申立てによっても申請が棄却されなかった場合、その伝統的表現は、2009年ラベル表示規則第40条1項に基づき、同規則別表XIIのリストに登載される。別表XIIに記載されている伝統的表現を使用することができるのは、所定の要件を満たした特別なワインに限られる。伝統的表現は、あらゆる不正使用に対して保護され、EU域内では普通名称とはならない。

保護の効果について、同規則第40条2項に定めるとおり、伝統的表現は、第一に、保護された伝統的表現を盗用する行為 (usurpation) に対して保護される。仮に、「種類 (genre)」、「型 (type)」、「方式 (méthode)」、「様式 (façon)」、「模造品 (imitation)」、「風味 (goût)」、「手法 (manière)」またはこれに類似する文言をとともなう場合であっても同様である。第二に、伝統的表現は、容器、包装、広告等において、ワインの本質的な品質または性格に関する虚偽表示または誤認を惹起する表示を付する行為に対して保護される。また、第三に、伝統的表現は、あたかも保護された伝統的表現を使用する権利を有するワインであるかのごとき印象を与えることによって、消費者に誤解を与えるおそれのある行為に対して保護される⁽²⁰⁾。ただし、保護が及ぶのは、指定された言語および当該カテゴリーの産品に限られる。なお、すでに従前の2002年ラベル表示規則に基づき保護されている伝統的表現は、2009年ラベル表示規則によって自動的に保護される (同規則第48条)。

2009年ラベル表示規則第41条は、伝統的表現と商標との関係について規定する。同規則第41条1項によれば、ある伝統的表現が同規則によって保護されているときは、同規則第40条2項に該当する行為を生じさせるような商標は、当該伝統的表現を正当に使用することのできないワインの商標であって、

当該伝統的表現の保護申請が欧州委員会に提出された日以後に登録出願のあった商標である限り、その登録が拒絶されることになる。ただし、その例外として、かかる商標であっても、欧州共同体領土上における登録日が2002年5月4日以前である場合や欧州委員会に対する伝統的表現の保護申請がなされた日以前に登録された商標については、その使用の継続が認められるだけでなく、更新登録も可能である（同規則第41条2項）。

著名で公知である商標がすでに存在しているため、新たな伝統的表現の保護によって、ワインの品質や性格などに関して消費者に誤解を与えるおそれのあるときは、そのような商標と抵触しうる伝統的表現の保護は認められない（同規則第41条2項）。

もともと、伝統的表現が保護に値するとしても、その保護の程度は地理的表示ほど強くはなく、EU域外で生産され、かつ、域外で消費されるワインにはその保護は及ばない。実際、日本では、いくつかのワイナリーが「シャトー」名を冠したワインを販売しており、醸造方法に関する用語として「シュールリー」が広く使われている。EUに輸出されるワインではなく、日本国内で消費されるものである限り、そのような表現の使用についてEU法上の問題が生じることはない。仮に輸出されるとしても、2009年ラベル表示規則第40条2項によれば、伝統的表現の保護は指定された言語にしか及ばないのであるから、たんに日本語で「シャトー」と書かれているだけであれば、EU域内で当該ワインの販売が認められる可能性がある。

これと同様に、合衆国のワイナリーのなかにも、EUでは伝統的表現として保護されている「シャトー」や「クロ」を名乗るものがある。しかし、これらのアメリカ産ワインは、合衆国内で消費されるのみならず、EUへも輸出されている。EUは、これまで、このような名称を使用したワインの輸入を認めてきたが、今後、その輸入を禁止することを発表したため、これらのワイナリーは、EUへの輸出を続けるために、名称の変更を余儀なくされている⁽²¹⁾。

VI まとめにかえて

ラベル表示については簡略化・簡素化がめざされた今回のワイン改革であったが、法律家や実務家の間では、逆にいっそう複雑になってしまったのではないかという意見も少なくない。2009年9月にフランスで開催された国際ワイン法学会（Association Internationale des Juristes pour le Droit de la Vigne et du Vin）欧州部会では、フランス、イタリア、スペインのワイン法研究者や実務家が参加し、新規則について検討が行われた。参加者の関心は、本稿でも言及したように、2009年ラベル表示規則第6条に規定されている、指定されたブドウ栽培地域以外でのAOP・IGPワインの醸造がどこまで可能なのかという問題、そしてまた、2008年理事会規則第35条以下で言及されている生産基準書の作成をめぐる問題に集中していた。同規則が「法的安定性を維持するために、欧州共同体の既存のAOP・IGPについては、新たな審査手続の適用は免除される」（*considérant 36*）と述べているにもかかわらず、実際には、生産者団体における既存の原産地呼称ワインの生産基準書作成にあたって、特定の生産者を排除するために、従来の生産条件よりも厳格な条件を定めたり、生産地域をさらに限定しようという動きも見られるという。生産者にとっては、原産地呼称や地理的表示を名乗ることができるかどうかは、極めて重要な問題であるだけに、深刻な利害対立が生じる可能性も否定できない。

もっとも、一般の消費者の立場からすれば、VQPRDとテーブルワインとの分類から、地理的表示付きワインと地理的表示なしワインの分類への移行によって、以前のルールに比べればわかりやすい制度になったと評価できるかもしれない。AOP・IGPというカテゴリーは、チーズやハムなどの製品にはすでに導入され、それぞれのマークも広く知られているため、EU域内の消費者にはそれほど違和感なく受け入れられるものと考えられるが、域外の消費

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

者にとっては耳慣れない概念であろう。しかしながら、国内法レベルで伝統的に用いられてきた AOC などの呼称は今後も継続して使用されるであろう。とはいえ、ラングドックのヴァン・ド・ペイ・ドック生産者組合 (Syndicat des Producteurs de vin de pays d'Oc) は、2008 年 12 月の総会において、ヴァン・ド・ペイ・ドックから、IGP ペイ・ドック (IGP Pays d'Oc) への変更を決定しており、このように一部の産地では新制度への移行に伴い名称変更を行うところも見られるようである。

EU 域外の第三国の生産者にとっては、EU 域内において地理的表示なしワインのラベル表示規制が緩和され、品種名と収穫年の表示が認められるようになった点がとりわけ重要である。他方で、醸造行為に関する規制では、従来よりも補糖の上限が厳しくなっており、日本で生産される甲州種のように、糖度を上げることが容易ではなく、補糖が不可欠な品種を用いたワインを EU へ輸出する際は注意を要する。

最後に、EU のラベル表示規制に関連して、日本ワインの EU 向け輸出において生じうる表示に関する若干の問題にも言及しておきたい⁽²²⁾。日本は WTO 加盟国であり、TRIPS 協定に基づき、他の WTO 加盟国の地理的表示を保護するための法的・行政的措置を講ずることを義務付けられている。これに対応して、商標法の規定⁽²³⁾のほか、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律⁽²⁴⁾に基づき、「地理的表示に関する表示基準」が定められ、1995 年 7 月 1 日から適用されている。その第 2 項は、以下のように規定する。

2 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。

- (2) 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならない。
- (3) 前各号の規定は、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても同様とする。

この規定に基づき、これまで国税庁長官が指定を行った地理的表示は、単式蒸留しょうちゅう「壺岐」（長崎県壺崎市）、単式蒸留しょうちゅう「球磨」（熊本県球磨郡・人吉市）、単式蒸留しょうちゅう「琉球」（沖縄県）、単式蒸留しょうちゅう「薩摩」（奄美市・大島郡を除く鹿児島県）、清酒「白山」（石川県白山市）のみであり、ワインの地理的表示は含まれていない。したがって、日本で生産されるワインは、WTO および EU では、すべて地理的表示なしワインという扱いを受けることになる。今回の新規則により、地理的表示なしワインのラベル表示規制が緩和されたとはいえ、国際市場においては、地理的表示付きワインに比べて地理的表示なしワインが競争力に劣ることは明らかである。また、地理的表示として指定を受けた産地の呼称は、WTO レベルで保護の対象となるが、指定を受けない限りは、他国の生産者による商標登録などによって侵害を受ける可能性も存在する。

国税庁長官の指定を受けるにあたり、いかなる生産条件を課すべきかが問題となるが、フランスなどのような厳格な基準に倣うことは日本のワイン生産の実態に照らしてかならずしも適切とはいえないであろう。前述のように、フランスでも新たな生産基準書の作成過程で、一部の生産者を排除する動きが見られるようであり、厳格な基準を確立しようとする場合には深刻な利害対立が生

じる危険が少なくない。したがって、ニューワールドの法令を参考にしながら、生産地域についても、まずは都道府県単位での指定（たとえば、山梨、長野、北海道）からはじめ、生産条件としては、当該都道府県のブドウを85%ないし100%使用（ただし、外国原料の使用は認められない）、栽培方法や醸造方法に関してはとくに規制を定めず、ラベル表示については「国産ワインの表示に関する基準」をクリアしていること、といった比較的緩やかな条件を採用することが望ましいと考えられる。その後で、品種名と結びついた地理的表示として「山梨甲州」や「長野メルロ」などの登録、あるいは、より限定された地理的表示（山梨県の勝沼、長野県の桔梗ヶ原など）の登録も検討することができよう。ただし、すでに「山梨ワイン」や「北海道ワイン」などの商標が登録されていることから、このような商標と地理的表示との調整を行う必要がある。「シャトー・マルゴー」などの例があるとはいえ、EUでは、商標よりも地理的表示を厚く保護する傾向が見られるところであり、既得権をどこまで制限すべきかは議論になるであろう。また、長野県のブドウを100%使用しているにもかかわらず、ワインの醸造および瓶詰めが山梨県で行われた場合（シャトームルシャン長野シャルドネなど）には、どのように取り扱うかといった点も問題になるであろう。EUでは、2009年ラベル表示規則第6条により、当該地理的區域に隣接する地域、同一行政区域、隣接する行政区域における醸造が例外的に認められているが、もし、これに倣うとすれば、上記のようなケース（隣接県における醸造）は認められる可能性があるとしても、山形県のブドウを100%使用し、遠く離れた山梨県で醸造が行われる場合（サントネージュ・エクセラントリミテかみのやまシャルドネなど）については、ラベルに地理的表示を記載することは困難であると解される。しかし、日本では後者のようなケースが数多く存在し、これを一律に規制することは適切ではない。他国、とりわけニューワールドの生産国の事例にも学びながら、慎重に検討する必要がある。

EU向け輸出に際して、忘れてはならないのがOIV加盟問題である。EUと

OIV はまったく異なる機関ではあるが、多くの EU 構成国が OIV に加盟しており、醸造行為に関する OIV の基準が EU 法に大きな影響を与えている。実際に、甲州種のワインを輸出しようとする場合には、日本が OIV に加盟していないことが障害となる可能性もある。

2009 年度の「JAPAN ブランド育成支援事業」に「甲州ワインの EU 輸出プロジェクト」が採択された。山梨県ワイン酒造協同組合、甲州市商工会および甲府商工会議所がその事業実施者である。このプロジェクトのねらいは、「世界的な和食ブームを背景に品質の高さが認められワイン評論家やジャーナリストから注目されている日本固有の『甲州ぶどう』から造った『甲州ワイン』をワインの本場 EU 市場に輸出することで『甲州ワイン』の世界的な認知とともに、産地確立や市場拡大をねらう」ことにある。前述のように、地理的表示なしワインにも品種名表示への道が開かれたとはいえ、EU 域内でラベル上に品種名「甲州」を表示するためには、OIV などのリストに登録されている必要がある。日本は、かつてオブザーバーではあったものの、いまだに OIV に加盟していない。EU 域内における「甲州」の品種名表示を実現するためにも、また、日本がワイン生産国として世界的に認知されるためにも、OIV への加盟は、地理的表示の指定とともに必須の条件であることをあらためて強調しておきたい。

注

- (1) 欧州共同体 (EC) のワイン共通市場制度 (OCM) については、ローズマリー・フェネル (荏開津典生監訳) 『EU 共通農業政策の歴史と展望』(農山漁村文化協会, 1999 年) 393 頁以下、長谷川聡哲「EC のワインと共通農業政策」海外事情 32 巻 3 号、高橋梯二＝池戸重信『食品の安全と品質確保』(農山漁村文化協会, 2006 年)、是永東彦「WTO 適応型 CAP に向けた改革の進展」国際農林業協力・交流協会『平成 18 年度海外情報分析事業・欧州地域』、同「CAP 簡素化」国際農林業協働協会『欧州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』23 頁以下、蛭原健介「EU ワイン改革に関する 2006 年欧州委員会報告書」明治学院大学法科大学院ローレビュー 8 号、同「EU ワイン改革の背景」明治学院大学法学研究 85 号などを参照。

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

- (2) Règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil du 29 avril 2008 portant organisation commune du marché vitivinicole, modifiant les règlements (CE) n° 1493/1999, (CE) n° 1782/2003, (CE) n° 1290/2005 et (CE) n° 3/2008, et abrogeant les règlements (CEE) n° 2392/86 et (CE) n° 1493/1999.
- (3) Règlement (CE) n° 555/2008 de la Commission du 27 juin 2008 fixant les modalités d'application du règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole, en ce qui concerne les programmes d'aide, les échanges avec les pays tiers, le potentiel de production et les contrôles dans le secteur vitivinicole.
- (4) 蛭原健介＝大村真樹子「欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革」明治学院大学法学研究 87 号。
- (5) この問題につき、『『ロゼ』製法, 欧州委が規制緩和へ』日経MJ (流通新聞) 2009 年 4 月 24 日付, 「ロゼ『白・赤混合』認めず, 欧州委ワイン論議決着, 伝統製法の仏・伊に軍配」日経MJ(流通新聞) 2009 年 6 月 26 日付などを参照。
- (6) 蛭原健介「理事会規則 479/2008 号における EU 産ワインの表示に関する規制」明治学院大学法学研究 86 号。
- (7) 従前の規則では, ワインのカテゴリーは VQPRD とテーブルワインに区分され, VQPRD について, その名称が限定された地域に由来し, 特別な品質の特性を有し, かつ, 生産・流通に関する EC 法および国内法の要件を満たしているワインと定義されていた。VQPRD に位置づけられていたのは, フランスの AOC, スペインの DO, イタリアの DOC などである。他方で, テーブルワインのカテゴリーに属するものにも, フランスのヴァン・ド・ペイ (vin de pays) やイタリアの IGT のように, 地理的表示を認められたテーブルワインと, 地理的表示を認められていない狭義のテーブルワインが存在していた。しかしながら, 製品の「特別な品質の特性」の存在に依拠する従来の分類は, 消費者にとって理解しやすいとは言い難く, WTO における分類 (地理的表示の保護を与えられるワインかどうか) と調和させる必要性も指摘されていた。したがって, 今回の改革では, まず製品の「特別な品質の特性」の存在に立脚して区分するのではなく, 地理的表示付きワインと地理的表示なしワインを区別し, その次のサブ・カテゴリーとして, AOP と IGP を導入する方法がとられたのである。
- (8) Règlement (CE) n° 1607/2000 de la Commission du 24 juillet 2000 fixant certaines modalités d'application du règlement (CE) n° 1493/1999 portant organisation commune du marché vitivinicole, notamment du titre relatif aux vins de qualité produits dans des régions déterminées.
- (9) Règlement (CE) n° 753/2002 de la Commission du 29 avril 2002 fixant certaines modalités d'application du règlement (CE) n° 1493/1999 du Conseil en ce qui concerne

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

la désignation, la dénomination, la présentation et la protection de certains produits vitivinicoles.

- (10) 蛸原健介「EU法におけるワインの表示に関する規制」明治学院大学法科大学院ローレビュー 5号参照。
- (11) 食品表示指令 2000/13/ECにつき、社団法人商事法務研究会『消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査』(2009年)などを参照。なお、この報告書は以下の内閣府国民生活局 Web ページで公開されている。

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/kokusai/200907foodpolicy.html>

- (12) 2009年ラベル表示規則と同時に施行された醸造行為に関する欧州委員会規則 606/2009 は、二酸化硫黄含有量につき、別表 IB において各構成国の産地ごとの上限を規定している。これによれば、スティルワインについては、原則として、150mg/l(赤) および 200mg/l(ロゼ・白) が上限となるが、糖分含有量 5g/l 以上のスティルワインについては、① 200mg/l(赤) を上限とするもの、② 250mg/l(ロゼ・白) を上限とするもの、③ 300mg/l を上限とするもの(ハンガリー産トカイ、ポルドー・シュペリウール白、グラヴ白、シュベートルーゼのほか、容量アルコール濃度・糖分含有量がとくに高いフランスのヴァン・ド・ベイ、ギリシア・キプロス産ワイン等)、④ 350mg/l を上限とするもの(アウスレーゼ、スロヴァキア産トカイ・マーシュラーシュ、同トカイ・フォルディターシュ等)、⑤ 400mg/l を上限とするもの(ソーテルス、バルザック、カディアック、モンバジック、ボヌゾー、カール・ド・ショーム、アルザス vendanges tardives、ベーレンアウスレーゼ、トロッケンベーレンアウスレーゼ、アイスヴァイン、シュトローヴァイン、アウスブルッフ、ハンガリー産トカイ・アスー、同トカイ・マーシュラーシュ、同トカイ・フォルディターシュ等)がある。また、一般の発泡性ワインの二酸化硫黄含有量は、235mg/l が上限とされ、高品質発泡性ワインについては 185mg/l が上限となる。ヴァン・ド・リクールについては、糖分含有量 5g/l 以上のものは 200mg/l、それ以外は 150mg/l が上限と定められている。ただし、天候不良の年は、添加量制限を緩和し、一定の条件の下で、上限を 40mg/l または 50mg/l 引き上げることが認められる。なお、日本における二酸化硫黄含有量の上限は 350mg/l であり、基準としては非常に厳しく、上記⑤のワインの輸入に対する障壁となっている。
- (13) 理事会指令 75/106/EEC においても、容量の単位として、リットル (l)、センチリットル (cl)、または、ミリリットル (ml) を使用すること、文字の大きさは容量が 1,000ml 超の場合は高さ 6mm 以上、200ml 超～1,000ml までは同 4mm 以上、50ml 超 200ml までは同 3mm 以上とし、単位をつけて示すことが規定されている。
- (14) 蛸原健介「理事会規則 479/2008 号における EU 産ワインの表示に関する規制」(前掲) 50 頁、日本総合研究所『国税庁委託事業・諸外国における酒類輸入関連制度』

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

(2007年) 44頁以下参照。

- (15) 蛭原健介・前掲論文 39頁以下。
- (16) 《obtenu par adjonction de dioxyde de carbone》 または 《obtenu par adjonction d'anhydride carbonique》 といった表示である。
- (17) EU公用語に指定されているのは、ブルガリア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシア語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロヴァキア語、スロヴェニア語、スペイン語、スウェーデン語の合計 23 言語である（理事会規則 1/1958 第 1 条）。ルクセンブルクの公用語であるルクセンブルク語やキプロスの公用語であるトルコ語は、EU 公用語には含まれない。
- (18) オテロ、ジャケ、ノア、クラントン、エルブモンといったアメリカの品種は、フィロキセラやベト病に対する耐性に優れ、栽培が容易で、肥料もあまり必要とせず、産出量もきわめて多いものの、草のような強い匂いや狐臭があるため、そのワインは飲めたものではないといわれた。この点につき、ジルベール・ガリエ（ハ木尚子訳）『ワインの文化史』（筑摩書房、2004年）215頁以下参照。
- (19) 蛭原健介「EU ワイン改革に関する 2006 年欧州委員会報告書」(前掲) 135 頁参照。
- (20) 伝統的表現に関する欧州司法裁判所の先決裁定として、Arrêt de la CJCE (quatrième chambre) du 13 mars 2008, *Heinrich Stefan Schneider contre Land Rheinland-Pfalz*, aff. C-285/06 がある。詳細は、蛭原健介「ワインのラベル表示に関する欧州司法裁判所 2008 年 3 月 13 日先決裁定」明治学院大学法科大学院ローレビュー 9 号を参照されたい。
- (21) 堀賢一「ワイン戦争の匂い」WANDS294 号 4 頁以下参照。
- (22) この問題に関する筆者の見解として、Kensuké EBIHARA, *L'impact de la réforme de l'OCM vitivinicole : l'exemple japonais*, *Rivista di diritto alimentare*, n° 2008-4, pp. 17 et s; Kensuké EBIHARA, *Que font-ils ailleurs ? : Évolution des règles sur l'étiquetage des vins au Japon*, *La Revue des Oenologues*, n° 131, 2009, pp. 62 et s. また、関連して、Kensuké EBIHARA, Makiko OMURA et al, *L'impact des indications géographiques d'origine sur la consommation de vin au Japon*, 32^e Congrès Mondial de la Vigne et du Vin et 7^e Assemblée générale de l'Organisation internationale de la vigne et du vin, Zagreb, Croatie, le 30 juin 2009; Kensuké EBIHARA et Sachihiko HIRAKAWA, *L'étiquetage des vins et spiritueux au Japon*, 31^e Congrès Mondial de la Vigne et du Vin et 6^e Assemblée générale de l'Organisation internationale de la vigne et du vin, Vérone, Italie, le 17 juin 2008.
- (23) 商標法第 4 条第 17 号「日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁

欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について

長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの」については、第3条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- (24) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒税法）第86条の6「財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。」

【付記】本稿は、平成21年度（2009年度）科学研究費補助金・若手研究B「食品・農産物の品質確保と公的介入に関する比較法的研究」（研究代表者：蛭原健介、課題番号20730042）の研究成果の一部である。